

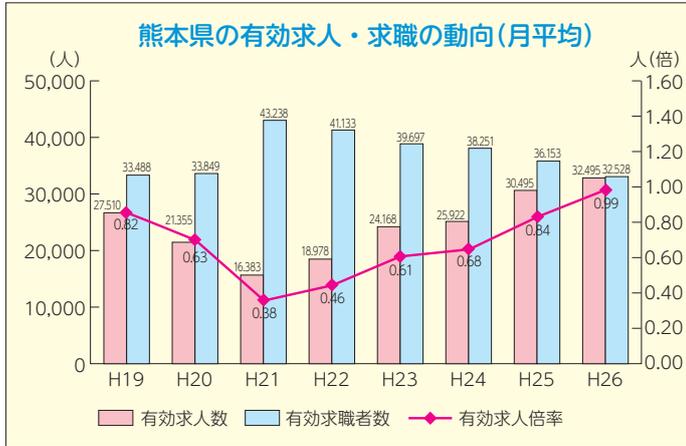
熊本労働局

平成27年度 労働行政運営方針概要



職業安定行政の重点施策

熊本県管内の雇用失業情勢は、年平均の有効求人倍率0.99倍と改善が見られますが、引き続き雇用・生活安定の確保を図っていくことが課題です。また、新卒者を含む若者の雇用状況についても内定率は上昇傾向にあります。引き続き就職支援の強化を図る必要があります。



1 雇用施策に関する数値目標

就職件数(常用)	31,800件
雇用保険受給者の早期再就職件数	9,100件
求人充足件数(常用)(受理地ベース)	31,500件
満足度(求人者)	90%以上
満足度(求職者)	90%以上
紹介成功率(常用)	27.9%

2 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

(1)求職者サービス

- ハローワークシステムの検索機能を最大限の活用しつつ、担当者制による就職支援や職業相談のサービスメニューなどを提供して効果的なマッチングを図ります。
- 正社員を中心とした良質求人確保のため求人開拓に努めます。

(2)求人者サービス

- 求人者の早期あっせんを充実するための柔軟かつ機動的に充足計画を立て、来所勧奨型紹介等による能動的マッチングを行います。
- 求人・求職者間のマッチングの精度を高めるために求人・求職部門間での情報の共有化し連携を強化します。

3 正社員希望者に対する就職支援

正社員転換や人材育成、処遇改善など取組を促進するため「キャリアアップ助成金」の活用を促進するとともに、トライアル雇用や求職者支援制度を活用して正社員化の雇用を支援します。

4 人手不足などにおける人材確保と雇用管理指導

建設・介護・医療・保育など人材が不足している分野を中心として、事業主が抱える雇用管理上の問題点やその原因

を明らかにし、課題解決に向けた助言等の雇用管理指導の強化します。また、能動的マッチングにより人材確保サービスを展開します。

5 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

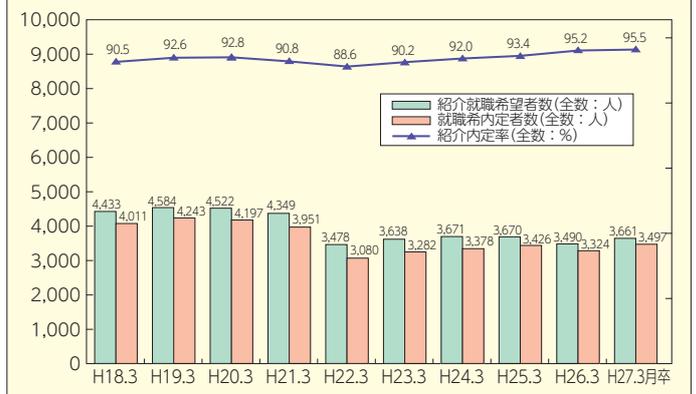
- 熊本県の地域共同就職支援センターや熊本市と締結した雇用対策連携協定に基づき、地域の雇用対策を進めます。
- 県内4市(山鹿市、荒尾市、宇土市、上天草市)に「ふるさとハローワーク」を置き、職業相談・紹介を行うほか、関係市町村と定期的な連携に努めます。
- 生活困窮者に対する相談支援を実施する関係機関との連携を図り、生活保護受給者等生活困窮者の就労による自立を促進します。

6 若者の雇用対策の推進

(1)就活から職場で活躍するまでの総合的サポート

- 新卒応援ハローワークを中心として既卒3年以内の新卒扱いによる就職促進や卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」取組の継続的な支援、就職後の職場定着支援を強化します。
- 詳細な採用情報を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」や「若者育成認定企業」の普及拡大・情報発信を推進していきます。

過去10年間の新規高卒者就職内定状況(3月末現在)



(2)フリーターなどの正規雇用化の推進

フリーターなどの正規雇用化のための支援拠点である「わかもの支援コーナー」等において、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供し、紹介就職した者を中心とした職場定着の支援を行います。

(3)就職・採用活動開始時期変更に関する対応

平成27年度大学等卒業・修了予定者から広報活動や採用選考活動が後ろ倒しとなったことを受け、そのことで未就職卒業者が増加することがないように未内定学生に対する集中的な就職支援を行います。

7 子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進

「マザーズハローワーク(しごとサポート水道町内)」及び「マザーズコーナー(ハローワーク菊池内)」において、求職者ニーズを踏まえた担当者制によるきめ細やかな就職支援を行うとともに、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供等を行います。

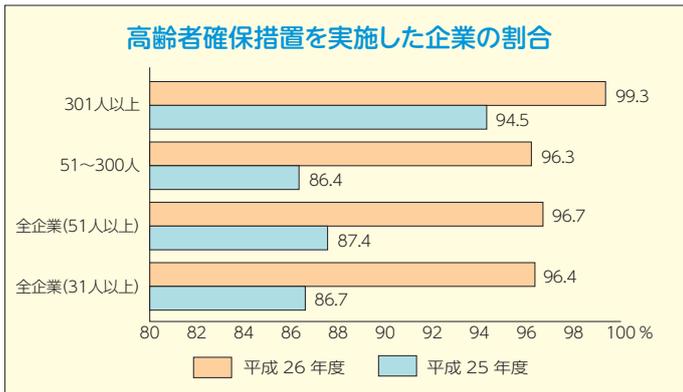
8 高齢者等の再就職の援助・促進

(1)「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進

- 高齢者の雇用確保措置を講じていない事業主に対する的確な助言・指導を実施し、なお改善がみられない事業主に対しては勧告を行います。
- 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けたセミナーを開催するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図ります。

(2)高齢者等の再就職の援助・促進

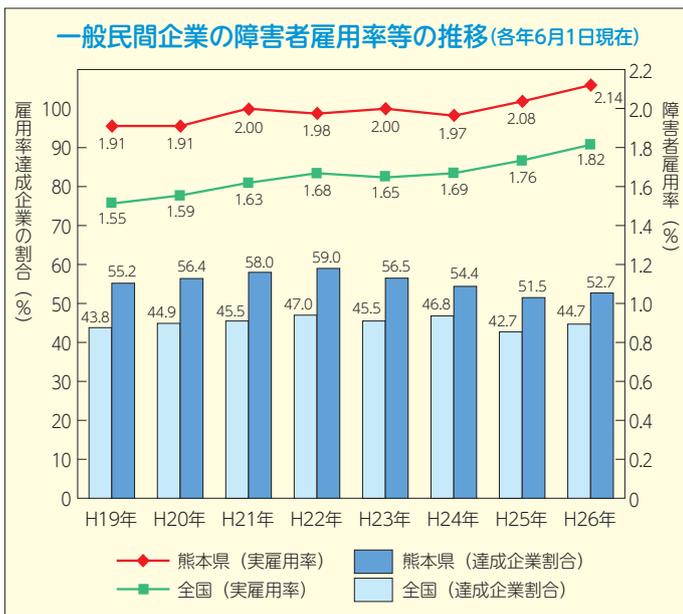
年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、募集・採用における年齢制限禁止の義務化を図るとともに、熊本県やシルバー人材センター連合会等と連携してシルバー人材センターの活動を推進します。



9 障害者などの雇用対策の推進

(1)法定雇用率達成指導、障害特性に応じた就職支援の推進

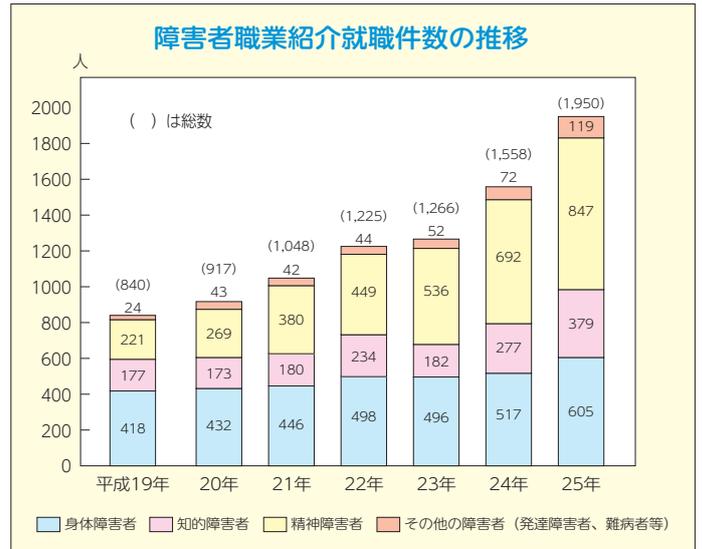
- 法定雇用率について、民間企業の5割近くと12の公的機関において未達成となっていることを踏まえ、指導を強化し、早期の達成を図ります。
- 専門員や助成金の活用を図り、精神障害、発達障害、難病等の障害特性に応じた就労支援を推進します。



(2)障害者雇用の更なる促進のための環境整備

地域の関係機関との連携による「チーム支援」や「就職面接会」の実施により、公共職業安定所のマッチング機

能を強化するとともに、障害者就業・生活支援センターとの連携により雇用前から雇用後までの一貫した職場定着支援を実施します。

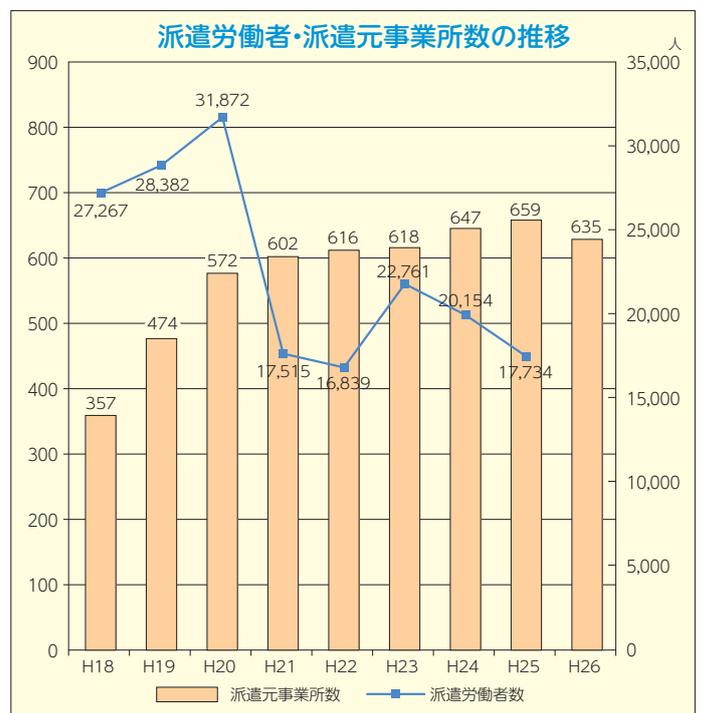


10 外国人の雇用対策の推進

- 就労環境の改善を推進するため公共職業安定所における外国人雇用状況届出制度の徹底を図ります。
- 技能実習生への対策として、事業主へ労働関係法令の適用に係る周知指導を実施し、入手した情報を関係機関へ提供します。

11 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

- 民間や地方自治体による職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知、指導監督、許可申請、届出処理等の丁寧・適切に実施します。
- 違法な労働者派遣・職業紹介等の事案の把握に努めるとともに、厳正な指導監督を行います。



職業能力開発行政の重点施策

1 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援

- 求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、関係機関への体系的な情報提供を行うとともに、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応できるよう求職者支援訓練の訓練実施分野や規模等を検討して職業訓練実施計画の策定します。
- 公共職業安定所においては、キャリア・コンサルティングによる求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への誘導を行い、訓練受講中及び修了後のきめ細かな就職支援を実施します。
- 公的職業訓練修了(予定)者の就職状況等を把握のうえ、関係機関との情報の共有を図り、訓練修了時における未就職者への積極的な支援の強化します。

求職者支援訓練受講実績(平成23年10月～平成27年3月)



2 ジョブ・カード制度の推進

- 公共職業安定所の求職者に対し、キャリア・コンサルティングを実施します。企業現場等での実践的な職業訓練及び訓練修了後の評価結果や職務経歴等をジョブ・カードに取りまとめ、安定的な雇用への移行を促進するなど、キャリア・プランニングのツールとして積極的に活用します。

3 企業内人材育成の推進

- キャリア形成助成金について、助成措置の新設・拡充により企業内の人材育成を推進します。
- キャリアアップ助成金(人材育成コース)の有期実習型訓練の拡充を通じて有期契約労働者のキャリアアップを図ります。
- 企業内人材育成の取組が推進されるよう、職業能力開発サービスセンター(熊本県職業能力開発協会)の利用の周知・広報に努め、企業を誘導します。
- 創設された企業内人材育成推進助成金の個別企業助成コースや事業主団体等助成コースの活用により、企業内における職業能力開発の仕組みづくりを促進します。

労働基準行政の重点施策

1 働き方改革の推進について

(1) 過重労働解消に向けた取組の推進

- 過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を徹底します。
- 11月の「過労死等防止啓発月間」において、長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発に取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進によりワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていくため、企業経営陣への働きかけを行うとともに、環境整備などの取組を促進します。
(年間総実労働時間 全国平均1,788時間 熊本県1,860時間=H26毎月勤労統計調査)
(年次有給休暇全国平均取得率48.8%=H26就労条件総合調査<目標2020年までに70%>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」)

2 労働条件の確保・改善対策

(1) 法定労働条件の確保・改善対策の推進

- 基本的労働条件の枠組み、管理体制の確立を促進するとともに、賃金不払残業、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の事案について重点的に取り組みます。
- 次のほっとライン、ポータルサイトを活用促進します。

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル

0120-811-610

(月・火・木・金 17:00～22:00 土日 10:00～17:00)

ポータルサイト「**確かめよう 労働条件**」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

- 自動車運転者、障害者、技能実習生等外国人労働者、介護労働者、派遣労働者といった特定分野における労働条件確保対策について、関係機関との連携を深め、必要な監督指導を実施します。
- 解雇、賃金不払等の労働基準関係法令上問題のある事案について、早期解決のための優先的な迅速かつ適切な対応を図ります。

(2) 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

- 「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導を実施し、悪質なものは司法処分を含め厳正に対処します。

(3) 労働時間法制の見直し内容の周知

- 労働基準法等の改正案が成立した場合には、円滑な施行を期すため、内容の周知を図ります。

(4) 労働契約法に定める無期転換ルールの普及、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」の円滑な施行

- 無期転換ルールの周知とともに、特別措置法にかかる制度の周知・広報に努めます。

3 最低賃金制度の適切な運営

(1) 最低賃金額の周知、遵守の徹底

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の周知と遵守を徹底します。

地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
熊本県最低賃金	677円	平成26年10月1日
特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	725円	平成26年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	775円	
百貨店、総合スーパー	707円	

*特定(産業別)最低賃金の適用範囲については、制約等がありますので、一部の労働者には適用されません。

(2) 最低賃金の引上げに向けた支援事業

中小企業の最低賃金額の引上げのための専門家派遣・相談等支援事業の相談センターと業務改善助成金の利用を促進します。

全国最低賃金総合電話相談センター フリーダイヤル
0120-311-615
<http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

4 適正な労働条件の整備

(1) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

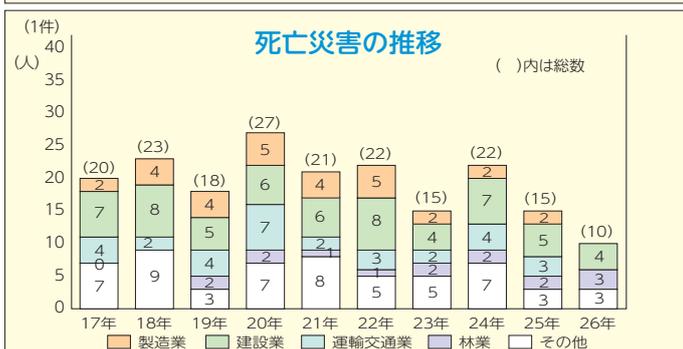
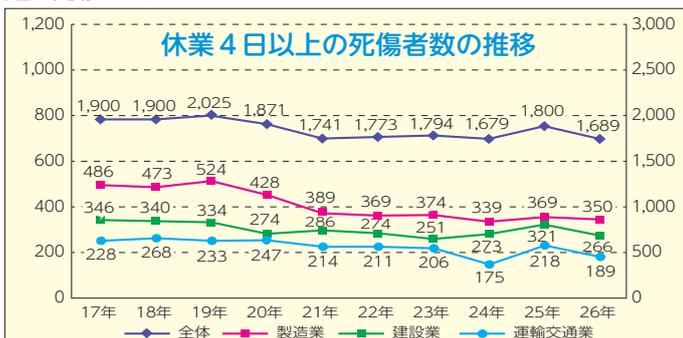
● 熊本県が設置している「医療勤務環境改善支援センター」等において、労務管理全般にわたる支援等を地域の関係機関と連携のうえ、円滑に実施します。

(2) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

● 啓発用サイト「あかるい職場応援団」等を活用したパワーハラスメントの予防・解決に関する周知及び労使の具体的な取組を促進します。

5 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

平成26年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、前年と比べ6.2%減少しました。死亡者数は33.3%減少し、過去最少でした。



第12次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、以下の事項に重点的に取り組みます。

(1) 労働災害を減少させるための業種横断的な取組

- 全業種に共通する、転倒災害、交通労働災害、非正規労働者の災害について、監督指導、個別指導、集団指導等により対策の周知及び指導に取り組みます。
- 関係機関等と連携し、「STOP!転倒災害プロジェクト2015」「交通労働災害防止のためのガイドライン」等の周知を図ります。

(2) 労働災害を減少させるための重点業種

- 労働災害の状況を踏まえ、第三次産業(小売業、医療保健業、社会福祉施設、飲食店)、陸上貨物運送事業、食料品製造業、建設業、林業等に対する重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施します。
- 関係機関等と連携し、各種指針、ガイドライン等及び墜落防止措置の充実等を内容とする改正労働安全衛生規則の周知を図ります。

(3) 化学物質による健康障害防止対策

- 化学物質の取扱い事業場に対する監督指導、個別指導等の実施及び化学物質(640物質)のリスクアセスメントを内容とする改正労働安全衛生法の周知を図ります。

(4) 職場におけるメンタルヘルス・産業保健対策

- 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の周知及び円滑な施行を図ります。産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを活用した、小規模事業場での産業保健活動やメンタルヘルス対策を促進します。

熊本産業保健総合支援センター **無料ですー**
096-353-5480

- 専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- ストレスチェック制度に係る研修
- メンタルヘルス対策普及のための個別訪問支援

(5) 石綿による健康障害防止対策

- 監督指導、個別指導等による、石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく指導を実施します。石綿等の製造、輸入等の禁止措置に関する周知を図ります。

(6) 職業性疾病の対策

- 建設業等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者に対する熱中症予防対策の指導に取り組みます。第8次粉じん障害防止総合対策に基づき事業者が講ずべき措置について監督指導、個別指導等を実施します。

(7) 受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の努力義務化を内容とする改正労働安全衛生法の周知及び受動喫煙防止対策助成金の活用を促進します。

(8) 安全衛生優良企業公表制度の周知

- 広く企業名を公表する本制度の周知に努め、企業の労働安全衛生対策の動機付けを進めます。

6 労災補償対策の推進

労災保険給付の迅速適正な処理

標準処理期間内の迅速な事務処理と認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

◆ 過去最小値(昭和24年以降)

死亡者数 10人(平成26年) 死傷者数 1,679人(平成24年)

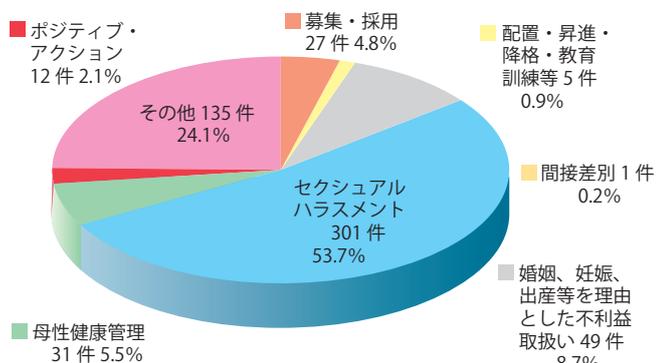
雇用均等行政の重点施策

1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

(1) 男女雇用機会均等法の周知徹底及び法の履行確保

- 性別を理由とする差別的取扱い事案に対し、厳正に対応します。
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い事案に対し、迅速かつ厳正に対応します。
- 職場における実効あるセクシュアルハラスメント防止対策を推進します。
- 母性健康管理対策を推進します。
- 労働局長による紛争解決援助制度及び調停により労使間の紛争を円滑かつ迅速に解決を図ります。

平成26年度の均等法に係る相談状況



(2) ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

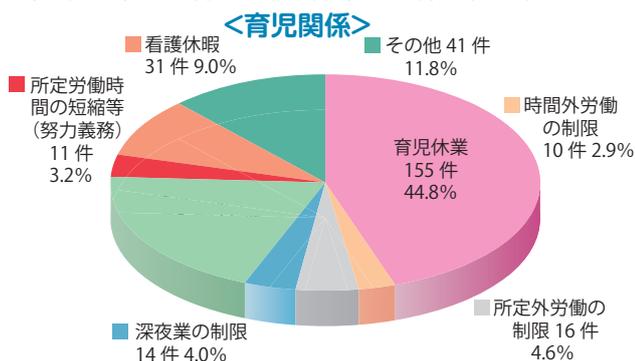
- ポジティブ・アクションの趣旨及び内容について周知徹底を図るとともに、取組を促進します。
- 企業における女性の活躍に係る情報開示を促進します。

2 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の周知徹底及び法の履行確保

- 期間雇用者の育児・介護休業の取得及び育児短時間勤務等の利用を促進します。
- 育児休業、介護休業等の取得等を理由とした不利益取扱い事案に対し、迅速かつ厳正に対応します。
- 労働局長による紛争解決援助制度及び調停により労使間の紛争を円滑かつ迅速に解決を図ります。

平成26年度の育児・介護休業法に係る相談状況



(2) 改正次世代育成支援対策の推進

- 義務企業における「一般事業主行動計画」策定・届出等の完全実施を図ります。
- 「子育てサポート企業」として労働局長の認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)の企業の取得を促進します。



くるみんマーク



プラチナくるみんマーク

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

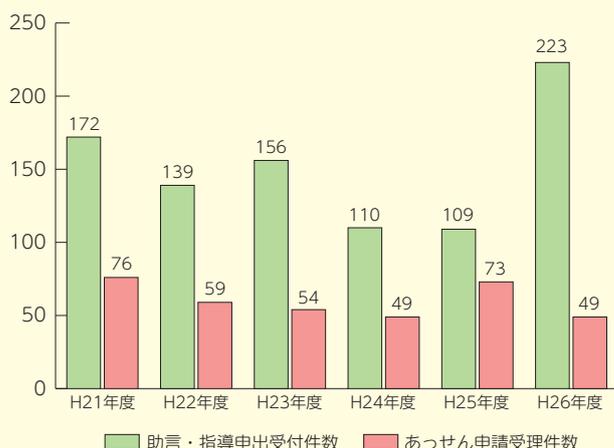
改正パートタイム労働法の周知徹底及び法の履行確保

- パートタイム労働者が能力を発揮し、働き・貢献に見合った公正な処遇を受けられる雇用環境の整備します。
- 職務分析・職務評価制度の導入等に取り組む事業主を支援します。

個別労働関係紛争の解決の促進

- 総合労働相談コーナーを機能強化し、労働関係の相談を広く受け付け、効果的な助言・指導及びあっせんを実施します。

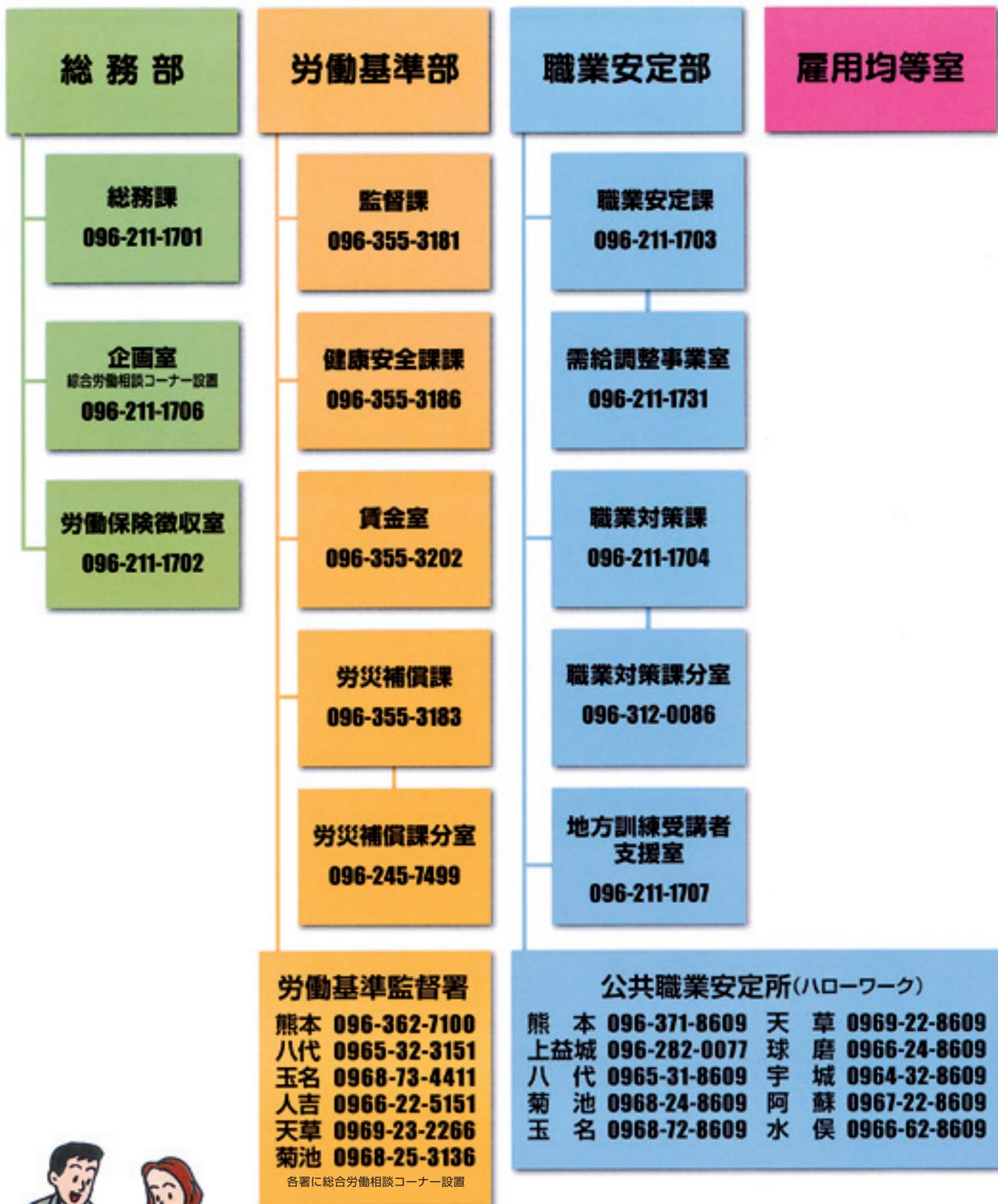
助言・指導申出受付件数及びあっせん申請受理件数



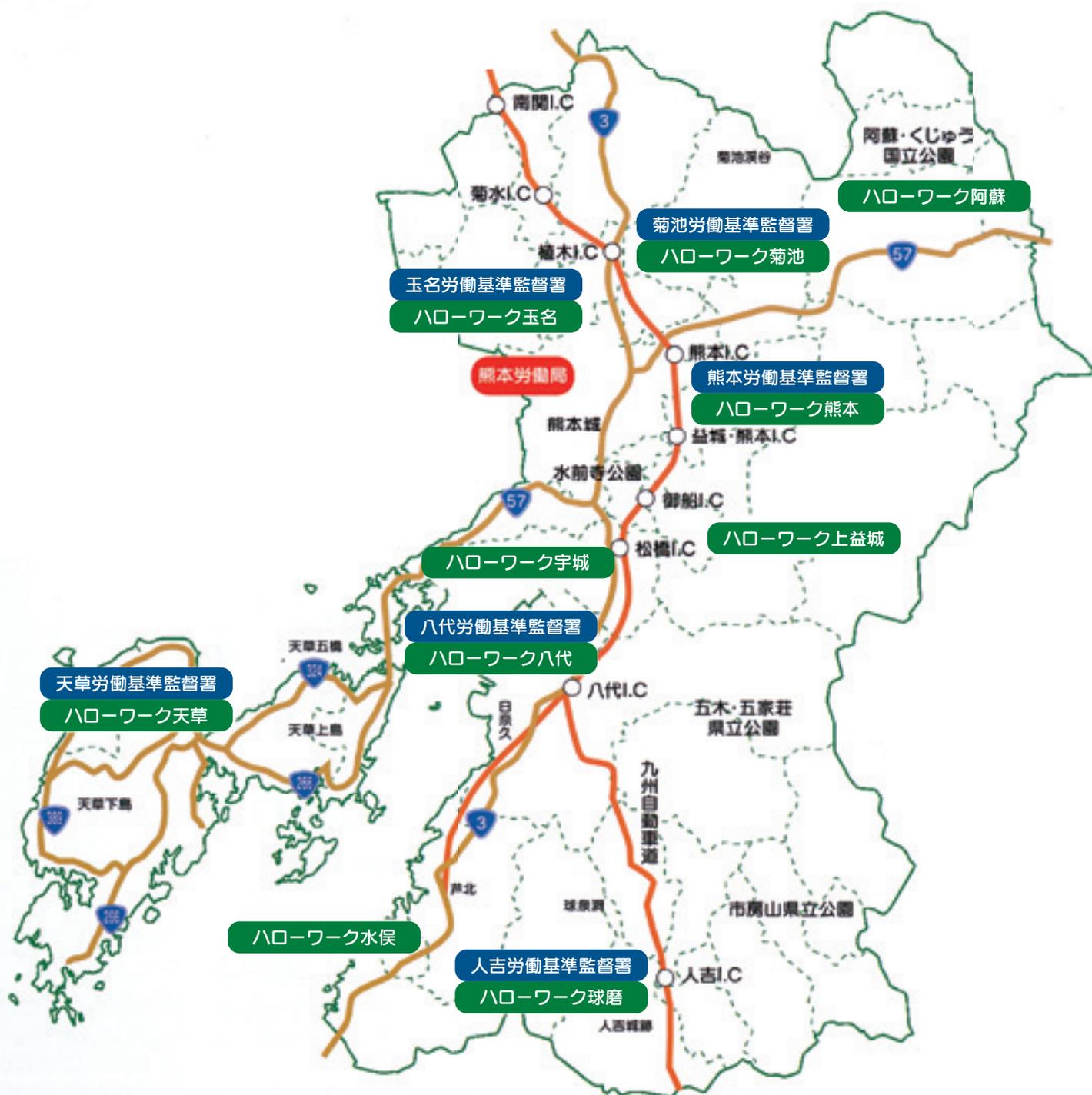
労働保険適用徴収業務の推進

- 前年度の収納率を上回るよう滞納整理、納付督促の徴収業務を積極的に取り組みます。
- パートタイム労働者を多く雇用する業種や雇用保険の加入漏れが多いと見込まれる事業場に重点を置いた効果的な算定基礎調査を実施します。

熊本労働局組織図



熊本労働局の組織所在地一覧



熊本労働局

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成27年5月作成